

○国土交通省告示第四一三五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年七月十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道192号改築工事（佐古交差点改良：徳島県徳島市佐古六番町地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県徳島市佐古六番町地内
- 2 使用の部分 徳島県徳島市佐古六番町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県徳島市佐古六番町地内の延長96mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道192号改築工事（佐古交差点改良）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道192号（以下「本路線」という。）は愛媛県西条市を起点として、四国中央市などを経て、徳島県徳島市に至る延長136.3kmの主要幹線道路で

ある。

このうち、本件区間は、徳島市の中心部から西方約2.2kmに位置し、主要幹線道路として自動車交通量が多い4車線の道路であり（平成11年度道路交通センサス徳島市佐古八番町地内52,276台／日）、また、周辺には店舗、住宅等が連たんし、通勤、通学及び店舗利用をする歩行者及び自転車交通量が多い。しかしながら、本件区間には幅員2mの狭小な自転車歩行車道しか設置されておらず、これらの歩行者等の安全が確保されていない状況にある。

また、本路線に市道蔵本線が接続する交差点は、徳島市中心部から現国道を右折して市道蔵本線を利用し、徳島市佐古七番町及び八番町の住宅地等へ向かう交通の分岐点であるが、同交差点には右折車線が設置されていないため、右折車両を原因として直進車両が通過できず、本線滞留が頻発し、交通混雑や交通事故が発生するなど、安全かつ円滑な交通が確保されていない。

さらに、本件区間及びその近隣の本路線の区間は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第3条第1項に基づき特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路に指定（平成15年国家公安委員会・国土交通省告示第2号）され、本件事業は、特定交通安全施設等整備事業として行われるものであり、また、当該区間を含む周辺地域は、社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）において死傷事故を2割抑止することを目標とし、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して死傷事故抑止対策を講じるために設定された「あんしん歩行エリア」等に指定されている。

本件事業の完成により、自転車歩行車道が拡幅されることから歩行者及び自転車利用者が自動車交通から分離されるとともに、右折車線が設置され、直進車両と右折車両の交通が分離されることから、交差点における交通混雑の緩和及び交通事故の防止が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であり、また、本件事業は交差点改良を行うものであり、自動車交通量がこれにより増加するものではなく、むしろ交通混雑の緩和により現況よりも生活環境の改善が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件事業地内には起業者が保護のための措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はほとんどないと認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、交差点における交通混雑の緩和及び交通事故の防止を図り、安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）

第4種第1級の規格に基づく自転車歩行車道の拡幅及び右折車線の設置を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年12月21日都市計画決定、昭和60年12月6日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件区間は、3(1)で述べたように、自転車歩行者道が狭小であり、また右折車線が設置されておらず、交通混雑及び交通事故が発生していることからできるだけ早期に歩行者及び自転車利用者並びに自動車交通の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

